

JICA グローバル・アジェンダ No.13

公共財政・金融システム

クラスター事業戦略 「税関近代化支援を通じた連結性強化」



独立行政法人国際協力機構（JICA）は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2023.8

1. クラスターの目的

1.1 クラスターの目的

本クラスターは、グローバル・アジェンダ「公共財政・金融システム」が目指す「国民生活の安定や経済成長の基盤となる財政・金融の政策・制度の構築と運用改善」のうち、税関が担う貿易円滑化・関税徴収・国境管理の三つの機能を近代化することで地域の連結性向上に貢献し、域内経済の健全な発展を目指す。

1.2 クラスターの概要

貿易形態の多様化・複雑化が著しい現在の国際貿易環境において、世界的な貿易のルール・枠組みの整備が進められているが、開発途上国の税関においては、脆弱なガバナンス、関税徴税の漏れ・過剰請求、公平性・効率性に欠ける通関手続き、近隣国間での連携不足による国境での物資の滞留、国境監視・取締が機能していないなど多くの課題が存在している。

こうした課題に対し本クラスターでは、国際条約に基づく基本的な通関手続きの運用に取り組む「標準化アプローチ」、リスクを軽減しつつ通関手続きを効率的且つ迅速に実施し通関時間を短縮するための「効率化アプローチ」、各国税関がより複雑化・高度化する国内外の状況に応じて税関業務を自律的に運営し改善していくための「自律化アプローチ」の三段階で制度構築支援や税関職員・組織の能力強化を推進するシナリオを設定した。加えて、税関は国際回廊開発や自由貿易協定などの地域枠組みにおいて重要な役割を果たしており、「連結性アプローチ」を通じて、物理的・制度的・人的な連結性の強化を推進するシナリオを設定した。これらを通じて、各国税関が国境において適切に機能し、世界と各国を結ぶ橋渡し役となることで各国・域内の健全な発展に貢献することを目指す。

本クラスターは、SDGs 目標 8(経済成長)、ターゲット 10.a.1(WTO 協定に基づく開発途上国の特惠待遇)、ターゲット 16.4(違法資金・武器取引の削減)、ターゲット 16.5(汚職の削減)、17.1(課税及び徴税能力向上のための資源動員強化)、17.10(ルールに基づく開かれた多角的貿易体制)、ターゲット 17.11(開発途上国からの輸出の増加)の達成に幅広く資するものである。

2. 開発課題の現状と開発協力のアプローチ

2.1 開発課題の現状

(1)開発課題としての重要性(貿易コストの削減、安定した歳入の確保、地域の安全・安定)

国・地域の経済発展に向けて、国際貿易を阻害する関税障壁・非関税障壁の双方を撤廃していく

必要があるが、GATT¹(とその後継の WTO)設立以来、開発途上国の関税率は平均して約 13%低下²している一方で、非関税障壁が依然課題と指摘されている。WTO の報告書³によると、非効率な通関手続きなど国境手続きの改善を行うことにより世界の貿易コストは平均で 14.3%(アフリカなどの低所得国では 16%以上)削減されると推定されている。

また、財政基盤が脆弱な開発途上国においては、歳入の多く(約 30%)⁴を関税や付加価値税(Value Added Tax, VAT)などの税関の徴収する税収入に依存している国もあり、税関は国家の重要な徴税機関として認識されている。関税収入以外の財源の多角化に課題を抱える開発途上国においては、財務の健全性という観点からも、通関手続きの改善による安定した歳入の確保が期待されている。

一方で、人やモノの流れが自由になるにつれ、武器・不正薬物等の密輸取引や、テロリストの不法入国など、各国の安全性が脅かされるリスクが高まっている。このため、税関を含めた国境での管理を強化することにより、国内の安全に寄与するのみならず、国境を接する地域全体の平和と安定に繋がることを期待されている。

以上のように、国境で活動する税関は、貿易円滑化を通じて経済成長・国民の福祉の向上や財政健全化という正の影響を促進しうる機関であり、同時に国境における水際対策の強化により、国内の安全を阻害する負の影響を回避・緩和するという役割も担っている。

(2)税関の現状と課題

税関は、一般的に、貿易円滑化・関税徴収・国境管理の各機能の実施・促進を担っているが、開発途上国においては、それぞれ以下のような課題を抱えている。

<貿易円滑化を阻む非効率・不合理な手続き>

- 2017 年には WTO 全加盟国が参加して貿易円滑化協定(Trade Facilitation Agreement, TFA)が発効した。同協定では、貿易取引にかかるコストを削減するための包括的なルールが定められ、今後各国において貿易規則の透明性の向上、通関手続きの迅速化・簡素化といった一律の措置の導入が必要となっている。
- OECD が各国の貿易円滑化措置の導入進捗度を指標化している Trade Facilitation Indicators(TFI)(図1)によると、全地域において経年値で改善が見られるものの、サブサハラアフリカ、南アジアなど低所得国が多い地域の値は依然低く、他地域との差が開いている。他方で、中所得国であっても先進国との間には大きな乖離があることから、グローバル・スタンダードの税関業務の実現に向けて、すべての途上国において更なる近代化に向けた取り組

¹ 1947 年に署名された「関税および貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade)の略称。関税引き上げ操作などの貿易制限を廃止し、自由貿易を国際的に推進することを目的として制定された国際協定及び事実上国際組織として活動した締約国団のこと。1995 年に発展解消し、今日の国際機関の一つである世界貿易機構(World Trade Organization)となった。

² 世界銀行 [World Bank Open Data | Data](https://data.worldbank.org/) を参照。

³ WTO, 2015, “World Trade Report” p.7

https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_trade_report15_e.pdf

⁴ International Monetary Fund. 2022. Pérez Azcárraga, Augusto Azael, Tadatsugu Matsudaira, Gilles Montagnat-Rentier, János Nagy, and R. James Clark. Customs Matters: Strengthening Customs Administration in a Changing World. Washington, DC: International Monetary Fund.

みが必要である。

図 1:TFI の地域別平均値

地域分類(世界銀行の分類)	平均値 / 2017 年	平均値 / 2019 年
東アジア・大洋州地域	1.11	1.23
ヨーロッパ・中央アジア地域	1.44	1.53
ラテンアメリカ・カリブ海地域	1.03	1.13
中東・北アフリカ地域	1.02	1.14
北アメリカ地域	1.77	1.79
南アジア地域	0.88	1.00
サブサハラアフリカ地域	0.72	0.80
全世界平均	1.09	1.19

出典:OECD Trade Facilitation Indicators を基に作成。⁵

- 多くの開発途上国の税関及び関連省庁では、輸入許認可に伴う手順の運用に一貫性がなく不透明である。また、税関やその他関連省庁との連携がスムーズに行われない結果、通関に際して長時間にわたる待機時間を要している。
- 域内・域外からの貨物の区別ができておらず、域内共通関税や自由貿易協定(FTA)⁶・経済連携協定(EPA)⁷の履行やその実際的な運用に影響がある。
- 越境電子商取引の増加や水平分業制によるグローバル・バリュー・チェーン(GVC)の拡大、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等に伴い、通関手続きを含む他省庁に跨る貿易手続きの電子化も喫緊の課題である。

<不適切な関税徴収>

- 関税分類及び関税評価が適切になされておらず、本来徴収できるはずの十分な関税収入が確保できない。その一方で、課税価格の決定が、国際基準に基づいた分類や国内法の規定によらず、各国の独自の慣習による曖昧な手続きとなっていることから、個々の裁量での課税や税官署・税関職員の汚職と相まって、非公式手数料が請求されるケースが少なくなく、結果的に荷主・通関業者が不利益を被ることがある。
- 貿易貨物の種類が多様化する中で、税関において、より高度な関税分類に関する知識と、容易な分類の特定が困難な品目(ソフトウェア等の無形品、中古品等)の検査技術が対応できていない。

<平和・安全を脅かすリスクへの対応及び国境取締・管理>

⁵ <https://www.oecd.org/regreform/facilitation/indicators.htm>

⁶ 2ヶ国以上の国・地域が関税、輸入割当など貿易制限的な措置を一定の期間内に撤廃・削減する協定のこと。

⁷ 関税撤廃や非関税障壁の引き下げなどの通商上の障壁の除去に加えて、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和、および、サービス・投資・電子商取引などのさまざまな経済領域での連携強化・協力の促進なども含めた条約のこと。

- 税関当局は、密輸・社会悪物品、違法取引の監視・取締等に万全を期すことが求められているが、開発途上国の税関では、財政・人的資源の制約があるため、国境における監視・取締が十分になされていない。
- そのような状況下、適正な申告が行われていないと思われる貨物(ハイリスク貨物)の特定を効率的・効果的に進めるリスク管理手法の導入が必要となっているが対策が十分ではない。他方、リスク管理が導入されていない国境では、税関を通過する全ての貨物を検査(X線・開披)するなど、過度の監視・取締により、円滑な貿易手続きが阻害されることがある。
- 税関の監視が脆弱なため、輸出入者が適切な申告をするインセンティブがなく、企業の適正な輸出入管理体制・通関処理体制が構築されていない。
- 内外関係機関との連携や情報交換がなされておらず、密輸・社会悪物品の摘発のための情報／知見の蓄積がされていない。

(3)税関を取り巻く国際潮流の変化

ヒト・モノ・カネの流れの拡大に加え、地域統合、越境電子商取引を始めとしたデジタルエコノミーへの対応、グローバル・サプライチェーンの発展、経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現等、税関を取り巻く環境が大きく変化している。また、欧米を中心とした先進国では、経済安全保障や気候変動・人権等の政策実現ツールとして輸出入規制が活用される傾向にあり、その執行を担う税関の役割が注目されている。

更に、自由貿易の促進を目指す経済連携協定(EPA)⁸においても、税関当局の能力強化及び貿易円滑化が重要課題とされている。近年、一部の国で主張される自国中心主義や国際社会の分断によって、第二次世界大戦後に国際社会が築いてきた自由貿易体制が脅かされており、自由貿易体制の維持・発展の観点からも税関分野の国際協力が重要である。

(4)日本政府の方針

日本政府は地域ごとの協力枠組みの中で、貿易円滑化・連結性強化の観点から、税関分野の協力を重視している。「自由で開かれたインド太平洋(Free and Open Indo-Pacific, FOIP)」⁹においては、2023年3月表明の新FOIPプランの四つの柱の一つに「多層的な連結性」を挙げている。また、日本、米国を含むインド太平洋地域 13 か国が参加する「繁栄のためのインド太平洋経済枠組み(Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity, IPEF)」においても四つの柱の一つに貿易が位置づけられ、「透明性及び良き規制慣行」、「貿易円滑化」、「デジタル経済」、「包摂性」等が具体的な取り組みの焦点とされている。大洋州

地域に関しては、2021年の第9回大洋州・島サミットで発表された共同行動計画の重点協力5分野の一つに「持続可能で強靱な経済発展の基盤強化」が挙げられ、日本政府は徴税や貿易円滑化のための税関実務の能力構築支援を行うこととしている。アフリカ地域に関しては、2008年に開

⁸ 環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)、日・ASEAN 包括的経済協定、RCEP など

⁹ FOIP 構想で定義する「インド太平洋」地域は、世界人口の半数を擁し、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大な地域である。

催された TICAD¹⁰ IV 以降、累次の TICAD を通じて、日本政府はアフリカ地域の域内貿易の強化、経済統合の促進への貢献へコミットしており、ワンストップ・ボーダー・ポスト(One Stop Border Post、以下 OSBP)¹¹の導入・運用支援及び税関当局の人材育成支援等を通じた貿易円滑化を推進している。

2.2 開発協力のアプローチ（JICAを含む開発機関の取り組みの切り口・実績）

(1) 主要な開発パートナー

<世界税関機構(World Customs Organization, WCO)>

税関分野での唯一の専門国際機関。①関税分類や通関手続きに関する諸条約の作成・見直し、これらの統一的解釈を示すこと、②国際貿易の安全確保及び円滑化に関するガイドライン等の作成・推進、③WTO が主管する関税評価及び原産地規則に係る協定の統一的解釈及び適用のための技術的検討、④不正薬物及び知的財産侵害物品等の監視・取締りの国際協力、関税技術協力の推進といった役割を担っている¹²。WCO の特徴は、各国税関制度の調和・統一を担う権威と影響力がある。

<国連貿易開発会議 (UNCTAD)>

UNCTAD は、開発と貿易、資金、技術、投資及び持続可能な開発の分野における相互に関連する問題を統合して取り扱うための国連の中心的な場として、途上国の貿易、投資、開発の機会を最大化し、グローバルイゼーションから生じる問題に直面する途上国を支援し、対等な立場で世界経済へ統合することを目的としている。税関近代化の文脈では、Automated System for Customs Data (ASYCUDA)と呼ばれる比較的簡便な電子通関システムを開発し、これまでに 102 の国と地域へ導入支援を行いながら、貿易や通関手続きの効率化に貢献している。¹³

(2) JICA による支援取り組み

JICA は、開発途上国の税関当局に対する能力強化を長く行ってきた。他の開発パートナーと比較した JICA の比較優位は、技術協力と資金協力、またソフトとハードを組み合わせた支援が可能であること、主として政策・制度構築支援に軸足を置いた支援を行う開発パートナーが多い中でそれらを実行に移すための実施面での能力強化に長けていること、更に日本の財務省関税局の協力を得て、税関行政実務に精通した専門家による直接的な支援が可能であることが強みである。

JICA が実施する課題別研修において、これまで全世界対象の英語コース、仏語圏アフリカを対象とした仏語コース、中央・アジアコーカサス地域を対象としたロシア語コース、中南米を対象としたスペイン語コース、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定を念頭に置いた ASEAN 加盟国を対象とす

¹⁰ アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development)

¹¹ 人やモノが両国の国境を通過するために必要な手続き(検疫、入管、税関などの出入国手続き)を 1 か所の共同施設にまとめ、ワンストップで越境に係る手続きが完了する国境施設の運営方式。

¹² 財務省 HP WCO (世界税関機構:World Customs Organization) より引用

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/international/wco/index.html

¹³ <https://asycuda.org/en/>

るコースなどを、各国・地域のニーズに基づいて全世界で実施してきた実績がある。

また 2015 年の世界税関機構(WCO)と JICA との業務協力覚書(Memorandum of Cooperation, MOC)に基づき、2016 年より共同でアフリカ地域において「マスター・トレーナー(税関分野の教官)」の養成プログラム(Master Trainer Programme, MTP)を実施しており、2021 年からは大洋州島嶼国へも支援を展開している。¹⁴

(3)地域レベルでの日本を含む開発パートナーの取り組み

<アジアでの取り組み>

JICA は、日本との貿易量が比較的多く、日系民間企業が現地に積極的に進出している東南アジア地域の各国税関当局に JICA 専門家を派遣し、現地税関職員の能力強化を通じ、我が国と東南アジア諸国との通商・貿易円滑化に資する取り組みを展開。民間の商業活動が活発に行われているため、日系民間企業などと直接意見交換しながら、最終裨益者のニーズを反映する形で行われてきた。

また、ASEAN 加盟国間では、2005 年に ASEAN シングルウィンドウ(ASW)の構築・実施に係る協定(Agreement to Establish and Implement the ASEAN Single Window)が締結され、域内の加盟国において各国のナショナル・シングル・ウィンドウ(National Single Window, NSW)が稼働し相互連携がなされるような環境の実現を目指している。これに対して、USAID を中心に、加盟国における NSW 構築・運用支援や NSW 実現のための法整備を行ってきている。JICA も、ベトナム及びミャンマーへの無償資金協力及び技術協力を通じて、日本の通関システム(NACCS・CIS)の技術を活用した電子通関システムの導入、運用能力強化を図り、NSW 構築支援を実施している。

<アフリカでの取り組み>

JICA は、アフリカについては、東部アフリカでの税関能力強化支援、及び JICA/ WCO 連携事業である MTP の大陸展開に加えて、2008 年の第 4 回アフリカ開発会議(TICAD IV)での横浜行動計画を端緒として、OSBP の導入による国境での通関手続きの効率化を推進している。JICA 以外にも、ドイツ国際協力開発公社(GIZ)、世界銀行(WB)、イギリス外務・英連邦・開発省(FCDO)、国際移住機関(IOM)等の多くの開発パートナーが、OSBP 施設建設、法整備、実施体制の構築、ICT 導入等の協力を行ってきた。

また、OSBP 支援は、主要港湾・都市・国境間の連結性を強化する「回廊開発」¹⁵に資する貿易円滑化の重要なツールであることから、他クラスターとの緊密な連携の下、アフリカの各地域の交通・物流インフラ整備にかかる資金協力案件の一部としても実施されている。

¹⁴ 本プログラムでは、育成されたマスター・トレーナーによる税関職員の関税分類、関税評価、原産地規則、事後調査、情報分析等の能力向上を図るとともに、人材育成のメカニズムの制度化・定着を行っている。

¹⁵ 回廊開発は、重要幹線(回廊)を軸として、インフラ整備や周辺地域の産業開発、社会開発を統合的に進めるアプローチであり、地域全体を活性化し、持続可能な経済成長をもたらす手法としてアフリカ大陸においてもその重要性が広く認識されている。

3. クラスターのシナリオと根拠

3.1 シナリオ

(1)シナリオの概要

本クラスターの下で税関の自律的な発展を通じて「地域連結性」が実現されることを目指す。同状態に到る標準的な変化のプロセスと、そこに至る変化を触発・促進するための活動・アウトプット(ソリューション)は、以下のとおり。

なお、本クラスターでは、その国の税関当局が国際慣行・国際条約に則った迅速かつ透明性のある通関手続きの実現を通じて税関を近代化させ、その後も絶えず変化を続ける国内外の情勢に自律的に対応し、自ら改善する能力を向上することを目指す。

【社会変化のプロセス】

開発途上国の税関は、発展段階¹⁶に応じて、主に次のような課題に分類できる。

【初期状態】

関税評価・品目分類に関する知見・経験の不足により、適切な関税徴収が実現できない。また、税関当局のコンプライアンス意識が低いために非正規手数料(スピードマネー)の徴収が横行し、治安リスクも高い。

【第一段階】

国際条約に批准することで、貿易からの恩恵と他国からの技術支援が受けられるようになる。通関手続の標準化が進むものの、依然として通関手続に時間がかかるため、非公式手数料が要求される。

【第二段階】

通関手続きの標準化がさらに進展し、透明性・予見性も併せて高まるものの、依然として効率化の改善が求められる。また、貿易の円滑化に伴う貿易量の拡大と、輸出入貨物の多様化による通関貨物検査の複雑化により、従来の国境(水際)での取締対策では追い付かず、通関手続きの効率性と両立する形での密輸対策の強化も必要になる。

【第三段階】

貿易円滑化措置がほぼ導入された状態であるが、自国内で越境手続きを行う他省庁との調整・連携と、国境を接する相手国の税関当局及び越境手続を行う他省庁との調整・連携が進んでいない。そのため、自国内及び国境を接する相手国の二国間での越境手続きの効率化・調和化に課題が残

¹⁶ 発展段階の違いを示す定量的な指標は、「3.2 シナリオの根拠・エビデンス」に示す。

る。

上記の課題認識より、本クラスターでは次のような社会変化のプロセスを想定する。

- ① 通関手続きが標準化されることで透明性が向上し、不必要な非正規手数料の徴取が減少する。また手続標準化により、通関手続がより効率的になることから、貿易が更に拡大することを見越して、貿易事業者数(特に中小企業)が増大する。
↓
- ② 通関手続きの透明性が高まることで、民間企業側の通関手続に必要となる所要時間の予見性が向上し、安定かつ計画的な貿易実務の実施が可能となる。その結果、税関当局側としても関税等の徴税額が増加し、歳入が安定化する。
↓
- ③ 通関手続きの透明化及びこれに伴う徴税額の増加と歳入安定化により、税関が所掌する業務・手続を自律的に効率化し、更なる業務改善と税関当局内のガバナンス向上により、税関職員によるコンプライアンス意識が向上する。また、リスク管理手法等の導入による通関のリードタイムが大幅に短縮することにより、社会悪物品やハイリスク貨物(知的財産侵害物品を含む)の密輸取り締まりにより注力することが可能となり、安全な社会が維持される。
↓
- ④ 自国内及び国境を接する相手国との二国間での越境に関する手続きの効率化・調和化が進み、地域統合が進むことで、域内の消費者がより安価かつ多品種の輸入品を購入することが可能となる。また、安全性を脅かすモノ・人に対して地域レベルで対処できるようになる。

【ソリューションに関するアプローチ】

本クラスターでは 3.2 で述べる仮説に基づき、開発途上国の税関当局の実態に即して、各税関当局の発展段階(ステップ)に応じたアプローチを採用する。また、これらと並行して域内の連結性を高めるためのアプローチを併用することで、税関近代化から連結性強化に繋げる。

① 標準化アプローチ(第一段階の取り組み)

通関手続きの国際標準への調和を図るため、WCO・WTOの主要な諸条約・ガイドラインの履行に必要な各国の国内法令の制定・改廃、通関の手続きの見直しに対する支援を行う。その上で、法令、手続き及び書式、さらにはそれらの運用・解釈を一般に公開する仕組みを構築する。また、輸出入を行う者や通関業者への指導・支援のみならず、それら通関に関わる関係者からの照会に対応できる体制を構築する。

- ◇ WCO:商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(Harmonized System (HS)条約)
- ◇ WCO:通関手続きの簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書(いわゆる「改正京都規約」)

- ◇ WCO:国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO SAFE「基準の枠組み」¹⁷
- ◇ WTO:貿易の円滑化に関する協定(WTO Trade Facilitation Agreement)
- 統一された運用・解釈を担保する上で、税関職員の能力の強化も重要である。この段階では、税関の基本的機能(関税分類及び関税評価、保税運送、また一部リスク管理及び事後調査)に関する人材育成・能力強化を行う。

② 効率化アプローチ(第二段階の取り組み)

- 通関手続きの効率化を図るための制度・手続き面の改善を行う。具体的には、事前教示の仕組みの導入、「標準化アプローチ」で導入を支援するリスク管理、事後調査等のさらに効率的な運用を支援する。これらの仕組みが既に法令に規定されている場合には、必要なガイドラインの整備等、これらの仕組みが趣旨に合致して運用されるよう支援する。また、制度整備に加え、上記各分野(事前教示、リスク管理、事後調査等)に関する人材育成・能力強化を行う。
- また、二国間、地域内のFTAやEPAが各国・各地域で進展していることを踏まえ、特惠関税のメリットを最大限発揮させるため、原産地規則に関する運用改善を支援する。
- 物理的な迅速化の観点から、通関手続きの電子化、通関手続き(通関手続き以外の他省庁関連のライセンス発給等手続きも含む)の窓口の一元化を図る、内陸国境を越境する際に両国それぞれで行われていた手続きを1ヵ所で行えるようにするOSBPの設置及び運用に対する支援を行う。
- 国境取締をより効果的・効率的に実施するため、無償資金協力・有償資金協力を組み合わせながら、通関手続きや検査等に必要となる資機材(X線機材や各種監視資機材等)や円滑な開披検査の実施を想定した

③ 自律化アプローチ(第三段階の取り組み)

- 各国税関当局が、税関が所掌する業務・手続を自律的に効率化し、更なる業務改善に向けて、税関当局自身がPDCAサイクルを回しながら、自律的に税関業務の運営を行うことが可能となる組織運営を目指す。
- また、貿易円滑化と社会悪物品の取締の両立に向けた業務改善を支援する。具体的には、認定事業者制度(AEO)の導入・整備及び知的財産権(IPR)侵害品に対する水際対策の強化に関する支援を行う。
- また、関税分類及び関税評価の精度をさらに向上させるため、分析能力の強化を支援し、適正な分類を通じた関税の課税の実現や、不正薬物に対応する分析の実施による水際対策の強化に貢献する。
- 手続きのシステム化をさらに促進する観点からは、通関手続きに留まらず、他省庁手続(輸出入関連のライセンス発給等)を含む輸出入手続き全体の窓口を一元化するナショナル・シングル・ウィンドウ(NSW)の構築の支援を行う。

¹⁷ SAFE Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade の略。

http://www.wcoomd.org/en/topics/facilitation/instrument-and-tools/frameworks-of-standards/safe_package.aspx

- 持続的な人材育成・能力強化をさらに促進するため、税関職員に対する訓練・研修手法の高度化、特に e ラーニングの導入の支援を行う。

④ 連結性アプローチ

域内の連結性が政策課題となっている国・地域については、国別のそれぞれの発展段階とは独立して、その国・地域の特質・現状を踏まえ、効率化・自律化アプローチと並行して連結性アプローチを適宜組み合わせる。その際、税関と他省庁、隣国・地域内での税関をシームレスに繋げること、また税関近代化のための各種制度導入・能力強化が、当該国の置かれている地理的な位置づけや FTA などの枠組みに沿って行われるよう調整していく。

標準的な開発シナリオ図は以下の通り。

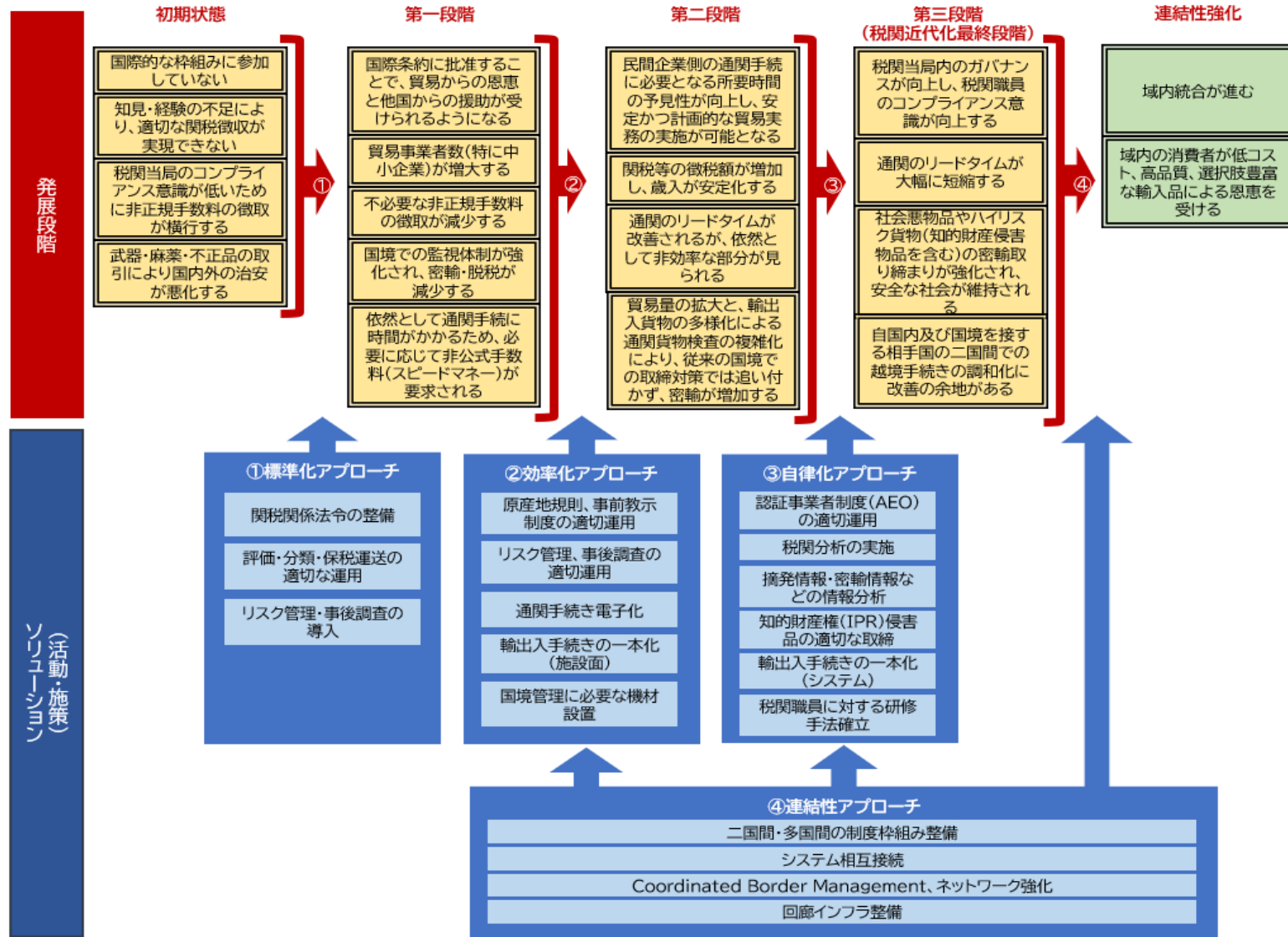


図2 クラスタースナリオの概念図

3.2 シナリオの根拠・エビデンス

税関近代化に向けた各ソリューションについては、国際基準を定める WCO 及び WTO が作成する税関近代化に資する主要な諸条約・ガイドラインに基づいて各国共通で対応すべき事項が定められている。

WCO が現在と将来の税関像を示すブループリントとして作成した「21 世紀の税関(Customs in the 21st Century, C21)」¹⁸においては、税関の基本的な役割である、政府の政策目標に伴い、国境を通過する貨物の適切な管理を行うことを通じ、歳入の確保や密輸の阻止、ひいては貿易を円滑化することに変化はないものの、先述の通り税関を取り巻く環境は大きく変化しているため、それらに対応するには新たなアプローチが必要であるとしている。その新たなアプローチとして、図 2 の 10 の基礎項目が明記されており、段階的に一つ一つ積み上げていくべきとしている。

図 2:21 世紀の税関(新たな戦略的方向性)

- ① Globally networked Customs:電子税関のネットワークを構築し、シームレスでリアルタイムなペーパーレスによる税関間の情報交換と連携の強化
- ② Better coordinated border management:国境を通過する人及び貨物の管理を担当する貿易関係省庁及び取締機関とのより良い協調関係の強化
- ③ Intelligence-driven risk management:情報に基づく適切なリスク管理を政策レベル及び現場オペレーションレベル双方での実現
- ④ Customs-Trade partnership:民間とのパートナーシップの強化
- ⑤ Implementation of modern working methods, procedures and techniques:事後調査や電子システムを基礎とした貨物管理の実現等最新の手法を導入
- ⑥ Enabling technology and tools:コンテナ・スキャナ等最新の非破壊検査機器等の導入
- ⑦ Enabling powers:最新の制度、技術が活用できるよう税関の法制度の強化
- ⑧ A professional, knowledge-based service culture:能力及び専門性に裏打ちされたより良い税関行政サービスの提供
- ⑨ Capacity building:必要な税関当局への継続的なキャパビルの提供
- ⑩ Integrity:職員規律の強化による汚職撲滅

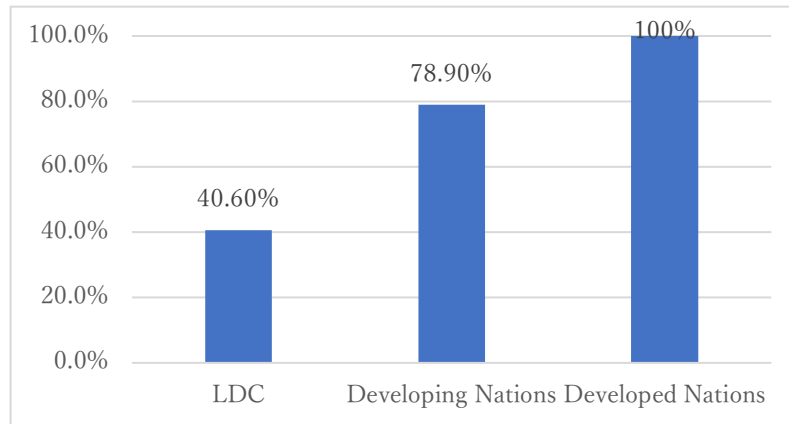
しかし、段階に分けて実施していくことについてはどの機関でも明確なビジョンは持っていない。Lane(1998)¹⁹が途上国税関の preparedness に応じた漸進的なアプローチが必要と訴えているとおり、本クラスターも急激な制度の改革ではなく、税関組織や職員のキャパシティビルディングを行いながら時間をかけて税関近代化を達成するものである。日本税関においても、明治時代の開

¹⁸ WCO, “Customs in the 21st Century – Enhancing Growth and Development through Trade Facilitation and Border Security”, 2008.
http://www.wcoomd.org/~media/wco/public/global/pdf/topics/key-issues/customs-in-the-21st-century/annexes/annex_ii_en.pdf?la=en

¹⁹ Lane, M. Customs modernization and the international trade highway, 1998.

国に伴い全国の税関機構を構築し、関税定率法、保税倉庫法、通関業法などの法整備基盤を固めつつ、関税の適正な徴収・貿易迅速化・国境管理のための各種制度の導入やシステム面での整備等を150年かけて段階的に進めていったという歴史を持つ。

図3 WTO FTA 実行ステータス



出典：WTO Trade Facilitation Agreement Database を基に作成。

上記は国の所得レベルに応じた WTO TFA 履行状況(図3)を示したものである。これを踏まえ、地域毎のみならず所得レベルに応じた対応が必要であるという仮説を立て、TFA 実行率及び図1で示した TFI の 2 つの指標について発展段階を分ける参考とした。²⁰

図4 税関当局の発展段階の判断基準

経済レベル	低い			高い
	TFA実行率	データなし	0～40%程度	40～95%程度
TFI達成度	データなし	1.0未満程度	1.0～1.5程度	1.5～2.0程度
社会変化	初期状態	第一段階	第二段階	第三段階
ソリューション		標準化	効率化	自律化

本シナリオでは税関近代化に向けて3段階(標準化・効率化・自律化)のアプローチを設定したものの、必ずしも直線的に進むものではない。各国税関の能力や置かれている地理的・社会的状況は様々であり、各国の実情や優先順位に即し各アプローチを組み合わせるパッケージ型支援や段階を経ない支援を行う場合もありうる。例えば、日本のような先進国で近年導入された制度(例えば、ナショナルシングルウィンドウ)が、貿易協定や各種条約等により後発途上国においても早急な導入を求められることがあるなど、段階的発展シナリオとは異なる実態も存在することに留意が必要。

また、上述の TFA 実行率や TFI は客観的なデータではなく、自己申告や関係者へのアンケートに基づくものであるため、実態との乖離がある国が存在することは否めない。したがって、これらを踏まえつつも下記の各要素の賦存状況などに即して優先的に取り組む事項を整理し、国毎の状況に応

²⁰ WTO は WCO TFA の進捗状況をデータベース化し、専用 HP([TFAD - Trade Facilitation Agreement Database \(tfadatabase.org\)](https://www.wco.org/en/tfad))上で定量的な指標とともに係る情報を公開している。

じて柔軟に対応する。

- **人材**:税関職員の定員及び人員構成、組織体制、人員育成の現況(特に税関職員の教育訓練体制にも注目)
- **制度(資機材含む)**:税関業務を遂行するために必要な、国際的な諸条約・ガイドラインに即した国内法制度の整備、通関手続きや検査等に必要となる機材(電子通関システムを含む)の賦存状況
- **予算**:税関業務の遂行に必要な予算(特に上記「人材」「制度・資機材」の確保・維持に必要な予算)

4. クラスタ展開の基本方針

4.1 地域別方針

(1)重点地域(アジア・大洋州、アフリカ)

上述の2. 1に記載した日本政府の FOIP、IPEF、TICAD、太平洋・島サミット(PALM) などの外交政策・地域政策、世界各国・地域における税関近代化の現状と、日系企業支援の観点を踏まえて総合的に判断し、東南アジア、大洋州、南アジア、アフリカを重点対象地域として定め、各国税関の近代化支援を行っていく。特に新 FOIP プランの第三の柱である「多層的な連結性」に資するため、東南アジアとアフリカについては、税関近代化を回廊開発など他セクターの協力と繋げ、コレクティブ・インパクトの発現を目指しつつ、地域連結性の向上を図る。

<東南アジア>

同地域は日本との貿易量が多く、日本企業の海外展開の中心地域であることから、国境手続き改善の協力意義が大きい。また、新 FOIP プランにおいて「日・ASEAN 連結性イニシアティブ」への具体的な貢献が求められている。また、同地域の貿易円滑化について豊富な情報を持つ JETRO との連携も期待できる。これまで財務省関税局との緊密な連携のもと、税関当局の能力強化に向けた二国間支援を行ってきており、実績や教訓も蓄積されている。

中所得国入りを目指す国や新興国が多いため、税関近代化の観点からは第二段階または第三段階の位置づけにあると考えられる。まずは第二段階の効率化から始め、自律につなげることを念頭に、具体的な協力の方向性について現状の課題を踏まえながら各国の実態・実情に即した支援を行う。なかでもメコン河流域諸国については、域内の経済活性化のため主要な回廊インフラが整備され、国を跨ぐサプライチェーンの形成が進められている。他方、税関や検疫、入出国管理を始めとした国境手続きなどの制度整備の度合いと、各国内での各ライン省庁間の調整状況は多様であり、また二国間及び地域全体での制度調和化も遅れている。したがって、現在進められている貿易円滑化のための制度的枠組みづくりの進捗をフォローし、同時に ASEAN 全体の連結性強化策とメコン連結性

強化策の重複回避にも留意しつつ、実効的な支援を行う。また、日本の同地域での協力実績を生かした多国間での知見共有などを推進し、同地域の人的連結性の向上に向けた後押しを行う。

<大洋州>

PALM9以降新たに協力を展開している地域であり、二国間協力の実績がないことから、まずは国毎の課題分析が必要。対象となる国の数が 14 か国あり、更に国が小規模なため、優先順位付けまたは国際機関等との連携を通じた広域支援を検討する。具体的には JICA-WCO 連携で計 6 カ国(サモア、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、東ティモール)に実施している「マスター・トレーナー」の養成プログラムを継続し、育成されたマスター・トレーナーによる地域全体の能力向上を図る。人材育成のメカニズムの制度化・定着についても検討する。

<南アジア>

日本との関係性を踏まえ、インドとバングラデシュを特に重視する。新 FOIP プランでも「ベンガル湾・インド北東部の産業バリューチェーン構想」への協力が言及されており、両国との関係は今後ますます重要になる。

インドは FOIP 対象国かつ IPEF 参加国であり、日本政府とは税関手続きを含む包括的経済連携協定を締結している。またバングラデシュは、日本への貿易輸出が近年急速に伸びているが、TFA 履行率 44.5%、TFI0.951 で第一段階と第二段階の中間に位置していると考えられ、税関近代化に向けた取り組みが必要である。

<アフリカ>

同地域では一部の例外を除いてほとんどの国が第一段階にいるため、各国の税関近代化が非常に重要である。例えば、南スーダンなどの第一段階の国に対し、関税分類を含む基礎的な分野の技術支援を通じて、関税の適切な徴収を支援する。また、サヘル地域に代表されるように、治安が不安定且つ国境管理機能が脆弱な国が存在しており、税関職員の国境での安全を確保したうえで、社会悪製品の密輸・輸入を防ぐ方策についても検討していく。

アフリカ経済共同体を目指してアフリカ連合や各地域経済共同体(RECs)が設立されるなど域内統合が進んでおり、そのような制度的枠組みのもとで回廊整備や国境手続きの円滑化に資するプロジェクトが進められてきた。日本もこの枠組みのもと、TICAD 長年に亘り OSBP に対する協力を実施してきた。今後も、日本が重点とする国際回廊沿いの東部アフリカ・南部アフリカの国々で、通関手続きの迅速化を推進していく。また、東南部での経験を踏まえ、西アフリカでの事業展開も進めていき、各 RECs 内での連結性向上に寄与し、貿易円滑化を促進する。

加えて、2019 年 5 月にアフリカ大陸のエリトリアを除く 54 カ国・地域が参加するアフリカ大陸貿易圏(AfCFTA)設立協定が発効したことを受け、AfCFTA への貢献可能性についても包括的に検討を行う。アフリカは対象国の数が多く、我々のリソースも限られるため、優先順位付けまたは国際機関や RECs 等との連携を通じた面的な拡大を検討する。

上述の重点対象以外の地域(中央アジア、マグレブ等)については、一律に排除するのではなく、日

本政府の方針や税関を取り巻く環境の変化、並びに各国からの個別の必要性に応じて柔軟な支援を検討する。また、協力重点国に含まれていない国々に対しては、課題別研修を活用し、優先対象国として支援を行う。

なお、中国がメコン河流域諸国を対象に税関貿易安全・通関円滑化協力を表明し、ラオスと税関支援の二国間協力文書を締結する等の動きがあり、貿易円滑化の目標に資する形で、協力の差別化と途上国にとっての相乗効果発現を図っている。例えば、中国の協力は、これまでの実績からは主にX線機材供与を中心としたハード面での協力であったが、今後のソフト面の協力の展開に関する情報を収集し、JICAの協力内容との整合性の確保に努める。

4.2 JICA事業スキーム毎の協力量針

JICAは実務家を専門家として派遣し運用面を支援するキャパシティビルディングを得意とすることから、その特性を最大限に生かせる技術協力を中心に、ハード面を資金協力にて補完的に活用していくことを基本方針とする。

特にアジア地域においては、日本の財務省関税局などが行う独自の政府間協力とのコレクティブ・インパクトの発現も目指す。

<技術協力>

- 各段階に応じた以下の分野の技術協力をを行う。
 - 第一段階:適切な関税分類・関税評価の運用、リスク管理・事後調査の導入、監視資機材の導入
 - 第二段階:高次の貿易ルールへの対応、輸出入手続きの一本化(施設面)、通関手続きの電子化
 - 第三段階:高次の通関体制構築、輸出入者のコンプライアンス強化、輸出入通関手続きの一本化(システム面)
- 成果が明確に定義できる場合には技術協力プロジェクトを適用し、各国ニーズに加えて日本としての外交・経済保障的な観点での重要性が高い場合には現地で柔軟な活動を展開できる個別専門家スキームを適用する想定。
- これまでのJICA-WCO連携を通じ、多くのマスター・トレーナーが育成されており、こうした人材を活用した面的な展開(例えば、税関当局間の南南協力など)についても推進していく。
- 課題別研修についてはこれまでは各国ニーズに基づき実施してきたが、国際的な税関支援ニーズの高まりを受けてすべての国に協力をを行うことが難しくなってきたことから、今後は優先対象国を定めていく。各国の国別開発協力量針に基づかない幅広い国へ提供できるスキームであることから、具体的には、上記(1)の重点地域以外の国を優先的に選定する。

<無償資金協力>

- 治安上直接の支援が難しい国境の税関機材等について、技術協力プロジェクトで実施する各種活動の成果達成に向けて、相乗効果があると認められる場合、国連プロジェクト・サービス機関(United Nations Office for Project Services、UNOPS)、国際移住機関(International Organization for Migration、IOM)等との国際機関連携無償を通じた支援を検討する。
- 通関する貨物等の検査のために必要な X 線検査装置等の供与についても、技術協力プロジェクトで実施する各種活動(たとえば、第二段階のリスク管理の高度化)の成果達成に向けて相乗効果があると認められる場合、支援を実施する。

4.3 横断的な留意事項

(1)STI・DX の活用の推進

通関手続きは、JICA の支援対象となる東南アジアやアフリカを含むほぼすべての国で急速に電子化されている。その背景には、通関業務の迅速化のみならず、透明性の確保と汚職の低減への期待が込められている。しかし、一省庁及び一国に留まることが多く、関連省庁間、ないし、国/地域/大陸レベルでのシステムやデータの相互運用性(interoperability)が当面の課題となっている。また、通信インフラの欠如、一次データの不整備、関係者の IT リテラシーの低さ等により電子化の準備段階にある国がまだ残っていることに加え、既に電子化が進んでいる国においても同様の問題が多少なりとも存在しており、デジタル化の現場での定着及び相互運用性の強化を目指す支援を継続する必要がある。他方、通関手続きの電子化の他に、電子決済、GPS 貨物トラックシステム、トラックのナンバー自動読み取りによるオートゲート、スマートフォンを使用した回廊モニタリングシステム等を含む最新の貿易円滑化ツールの導入が地域・大陸レベルで実施されており、これらの関連システムを連携させるプラットフォーム(スマートコリドー構想等)の構築が検討されている。このような国際貿易環境の変化や技術革新に対応した、既存の支援内容のみに留まらない事業展開を検討していく。

(2)ジェンダー主流化の検討

近年まで、WCO 及び WTO 関連協定には、ジェンダー視点が欠如していたが、2022 年に、世銀等の協力を受けて開発途上国や後発開発途上国が WTO TFA を実施する際に、ジェンダーに配慮した特定の行動に関する実践的ガイダンス「ジェンダー・レンズを通じた WTO の貿易円滑化協定(TFA)」が開発されている。このようなジェンダー主流化に対する最新の国際的動向をフォローしつつ、案件形成・実施にあたっては、ジェンダー視点を取り入れた調査の実施、意思決定プロセスへの女性の参画、研修対象者のジェンダーバランス配慮等、積極的に推進する。また、OSBP 等の国境円滑化事業では、女性のインフォーマル国境貿易商(Women Informal Cross-Border Traders、WICBT)²¹へ配慮したハード・ソフト両面での環境整備を心がける。

²¹Naumann Foundation for Freedom(2022)によると、現在、アフリカ域内貿易全体の 50%から 60%がインフォーマルであり、アフリカのインフォーマル国境貿易商の約 70%を女性が占めている。WICBT はアフリカ経済を支える重要な役割を担っていることになるが、国境という身体的にも経済的にも劣悪な環境の下での労働を強いられている。

(3)他グローバル・アジェンダ(クラスター)との連携

連結性の向上のためには、税関近代化と運輸交通インフラや流通の改善を一体的に推進することが重要であり、特にグローバル・アジェンダ「運輸交通」、「都市・地域開発」とは、対象となるメコン河流域諸国、アフリカの回廊上において綿密な連携を図ることで、共同で連結性の向上に寄与したい。具体的には、東南アジア・大洋州部のメコン連結性タスク、アフリカ部の TICAD 支援の枠組みの中で、対象地域を定めてセクター横断的な取り組みを促進する。

この他、脆弱な国境の支援においてはグローバル・アジェンダ「平和構築」の「サヘル地域の平和と安定」クラスター、国境管理支援においてはグローバル・アジェンダ「ガバナンス」の「法の支配の実現」クラスター及びグローバル・アジェンダ「保健医療(強靱な UHC の達成)」の「感染症対策・検査拠点強化」クラスターとも情報交換することで連携可能性を探りたい。

4.4 インパクトの最大化・最終アウトカム発現に向けた取り組み

下記関係者との連携を通じて、本クラスターのコレクティブ・インパクトの発現を目指す。

(1)国際機関、開発パートナーとの連携

JICAの協力を補完し、協働でより高次のインパクト発現を期待できる WCO との連携を強化する。双方の強み(WCO の専門的知見や世界的な展開と JICA の能力強化支援)を生かした相互補完関係を追求していく。具体的には、2015 年の業務協力覚書に基づくアフリカ・大洋州向けのマスター・トレーナー研修を継続するとともに、西アフリカでの連携可能性を検討する。

また、上記の重点地域で活動する先進国の開発パートナーと積極的に連携していく方針とする。これら連携を通じて、制度改革や汚職対策など単独パートナーのみで取り組むことが難しい幅広いイシューへの取り組みを可能にする。

(2)Regional Economic Community (RECs)との連携

アフリカにおいては、現在アフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD)²²、東アフリカ共同体(EAC)²³、西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)²⁴、及びアフリカ開発銀行(AfDB)に専門家を派遣し、これらの専門家との密な連携を通じて、実施中及び既往案件のフォローアップ活動に各機関を巻き込んでいくなど、JICA 事業の広域展開を図っている。また、AUDA-NEPAD 及び AfCFTA 事務局との連携を通して、WTOTFA に掲げられた OSBP 支援や AfCFTA の実現に向けた税関の人材育成等を継続する。

<https://www.freiheit.org/sub-saharan-africa/covid-19-impact-women-informal-cross-border-traders-southern-africa>

²² アフリカ連合(African Union, AU)の開発機関である African Union Development Agency (AUDA) - New Partnership for Africa's Development(NEPAD)の略称。

²³ East African Community の略称。ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダン、コンゴ民主共和国の東アフリカ諸国による連合体。

²⁴ 西アフリカ経済通貨同盟の仏語略称。

東南アジアにおいては、二国間支援の枠組みのもと複数の国に財務省関税局の専門家を派遣し、地域レベルでの専門家間の情報交換を促進している。ASEAN 地域において複数存在する FTA (日・ASEAN 包括的経済連携協定、地域的な包括的経済連携協定(Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP)等の実現及び地域アジェンダに紐づけたソフト面での地域連携性の向上を図る。

(3)民間企業との連携

税関近代化は、民間企業の投資促進という観点からも非常に重要であり、税関の様々な課題(制度と運用の乖離、関税分類・事前教示制度・原産地規則等の標準化された運用等)の解決のためには民間企業との連携やフィードバックを参考とした業務改善が不可欠である。税関当局への支援にあたっては、民間企業から情報収集を行いつつ、各制度の正しい執行・運用に向けた能力強化を行う。また、本クラスターにおいては、税関近代化に向けた税関の能力開発の一つの方法として、通関手続きの電子化、さらには他の政府機関との手続きの一本化(シングルウィンドウの構築)、通関システムのインターオペラビリティ、保税貨物追跡等の IT 技術導入等を想定しているため、最適なシステム構築に向けた民間企業との連携も図っていく。

5. クラスターの目標とモニタリング枠組み

5.1 クラスターの成果目標と指標

<p>(1)最終 <u>2030 年度末までに東南アジア(メコン地域)、アフリカ地域において連結性が向上する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 域内貿易の増加 (WTO 統計) ● 対象回廊パフォーマンスの向上(回廊走行時間の短縮)
<p>(2)中間 <u>支援対象国・地域の税関当局が、絶えず変化を続ける国内外の情勢に自律的に対応し、自ら改善できる能力を有するとともに、隣接国間での連結性が強化される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税関当局が、自組織の活動計画の立案・評価を定期的かつ自律的に実施できる。(2026 年度までに15か国以上、2030 年度までに20か国以上で三段階のうちの上位段階に移行する) ● 支援対象国の国境地点においてクロスボーダーにかかる所要時間が短縮する。(2026 年度までに 5 国境以上、2030 年度までに 10 国境以上)
<p>(3)直接 <u>支援対象国・地域の税関当局が、徴税・国境管理・貿易円滑化の役割を果たすための基盤が整備される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 30 か国以上で税関教官を育成 ● 更にその教官から研修を受けた国境関係者(税関職員、OGA、輸出入業者等)の数 延べ 50,000 人以上

- 支援対象国において各国最低1件以上の通関手続に関する標準作業手順書(Standard Operating Procedures, SOP)や、貿易円滑化に資する税関業務に関するマニュアルが策定され、組織的に承認される。
- 運用を改善した OSBP の数 延べ15か所

本クラスターの取り組みは、以下の SDGs 目標の達成に広く貢献する。

- SDGs 目標8「経済成長」
- SDGs 目標10「不平等をなくそう」:ターゲット10.a.1(WTO協定に基づく開発途上国の特惠待遇)
- SDGs 目標16「平和と公正をすべての人に」:ターゲット16.5(汚職の削減)
- SDGs 目標17「パートナーシップ」

特に以下のターゲットは本クラスターが直接的に貢献する指標である。

- ターゲット16.4(違法資金・武器取引の削減)
- ターゲット17.1(課税及び徴税能力向上のための資源動員強化)
- ターゲット17.11(開発途上国からの輸出の増加)

(※ターゲット16.5(汚職の削減)も、本クラスターの取り組みにより間接的に貢献する)

【シナリオのモニタリング指標】

(4)シナリオの中間アウトカム (発展段階の状態、等)		【税関近代化第一段階】 ・国際条約に批准することで、貿易からの恩恵と他国からの技術支援が受けられるようになる。 ・不必要な非正規手数料の徴取が減少する。 ・貿易事業者数(特に中小企業)が増大する。 ・依然として通関手続に時間がかかるため、必要に応じて非公式手数料(スピードマネー)が要求される。	【税関近代化第二段階】 ・民間企業側の通関手続に必要となる所要時間の予見性が向上し、安定かつ計画的な貿易実務の実施が可能となる。 ・関税等の徴税額が増加し、歳入が安定化する。 ・依然として効率化が求められる。 ・貿易量の拡大と、輸出入貨物の多様化による通関貨物検査の複雑化により、従来の国境での取締対策では追い付かず、密輸が増加する。	【税関近代化第三段階】 ・税関当局内のガバナンスが向上し、税関職員のコンプライアンス意識が向上する。 ・通関のリードタイムが大幅に短縮する。 ・社会悪物品やハイリスク貨物(知的財産侵害物品を含む)の密輸取り締まりが強化され、安全な社会が維持される。 ・自国内及び国境を接する相手国の二国間での越境手続きの調和化に改善の余地がある。	【連結性強化】 ・越境手続きの調和化・迅速化が進み、地域統合が進むことで、域内の消費者がより安価かつ多品種の輸入品を購入することが可能となる。 ・安全性を脅かすモノ・人に対して国際協調を通じて対処できるようになる。										
		(5)中間アウトカム指標		徴税	事前教示制度実施状況	事後調査実施状況	(参考)非違件数	(参考)関税徴税額SDGs17.1	適切運用	適切運用	減少	徴収額/国税に占める関税等の割合増加	処理日数の短縮、設定時間内の回答率90%以上	適切な計画・実施・モニタリング	横ばいか微減

国境管理	社会悪物品(武器密輸、不正薬物など)の水際押収量・割合 SDGs16.4	モニタリング開始	増加	目標値が定められ、適切にモニタリング、達成評価が行われる
	リスク管理実施状況	制度導入	すべての検査・審査がリスク管理に応じて行われる	より高度なリスク管理の導入
貿易円滑化	平均越境時間の計測・公表の実施状況	Time Release Study ²⁵ や Time Measurement Survey などの調査を支援を受けて実施し、課題が明らかになっている。	Time Release Study や Time Measurement Survey などの調査を支援を受けて実施し、過去の結果と比べて時間が短縮されている。	Time Release Study や Time Measurement Survey などの調査を自ら定期的に実施・公表し、過去の結果と比べて時間が短縮されている。
	Border Agency Cooperation 実施状況			手続き・施設・システムなどの調和化
	AEO 実施状況		導入	適切運用、相互承認
	税関申告件数 SDGs17.10			

²⁵ WCO が定めた通関所要時間調査であり、税関の輸入申告から輸入許可までの所要時間を測るもの。通関の手続きのプロセスにより焦点を置き、各プロセスに係る所要時間を詳細に調査して、手続きの効率化のための課題を明らかにすることを主眼としている。

<p>(6)シナリオの直接アウトカム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きの国際標準への調和が図られている。 ・通関手続きの透明性が高まる。 ・税関職員が法令に基づいて適切な執行を行える。 	<p>通関手続きの効率化のための制度・手続き面が改善される。</p>	<p>更なる業務改善に向けて、税関当局自身が PDCA サイクルを回しながら、自律的に税関業務の運営を行えるようになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きの施設面・システム面での国内・域内での一本化が一定程度進んでいる。
<p>(7)直接アウトカム指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きに関する SOP 策定状況 ・育成された教官数 ・研修を受けた国境関係者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きに関する SOP 策定状況 ・育成された教官数 ・研修を受けた国境関係者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きに関する SOP 策定状況 ・育成された教官数 ・研修を受けた国境関係者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用化を行った OSBP の数
<p>(8)ソリューション: (インプット⇒アウトプット)</p>	<p>標準化アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な諸条約・ガイドラインに沿った国内法令の制定・改廃、通関の手続き見直し ・関税分類、関税評価、保税運送の適切運用 ・リスク管理・事後調査の導入 ・国境取締り強化 	<p>効率化アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地規則、事前教示制度の適切運用 ・リスク管理、事後調査の適切運用 ・通関手続き電子化 ・輸入手続きの一本化(施設面) ・国境管理に必要な機材設置 	<p>自律化アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証事業者制度(AEO)の適切運用 ・税関分析の実施 ・摘発情報・密輸情報などの情報分析 ・知的財産権(IPR)侵害品の適切な取締 ・輸入手続きの一本化(システム) ・税関職員に対する研修手法確立 	<p>連結性アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間・多国間の制度枠組み整備 ・システム相互接続 ・coordinated border management ・回廊インフラ整備

5.2 モニタリング枠組

(1)モニタリング指標

本クラスターのモニタリング指標、その定義及び入手手段は以下のとおり。

	モニタリング指標 (2030年時点)	指標の定義と入手手段
クラスター成果指標		
1	最終: <ul style="list-style-type: none"> ● 域内貿易の増加 ● 対象回廊パフォーマンスの向上(回廊走行時間の短縮) 	<ul style="list-style-type: none"> ● WTO統計より取得 ● 開発パートナーへのヒアリングに基づき、回廊走行時間を入手
2	中間: <ul style="list-style-type: none"> ● 自組織の活動計画の立案・評価を定期的かつ自律的に実施できる税関当局の国数 ● Time Release Study(TRS)における通関所要時間の短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA 内ヒアリング・各種報告書、開発途上国及び開発パートナーへのヒアリング・各種資料より取得 ● 外部資源にて実施される TRS 関連資料より取得
3	直接: <ul style="list-style-type: none"> ● 税関教官が育成された国数 ● 育成した税関教官による研修を受けた国境関係者(税関職員、OGA、輸出入業者等)の数(MT が研修を行った数を含む) ● 組織的に承認された標準作業手順書(SOP)の数、国数 ● 運用化を行った OSBP の数 	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA 内ヒアリング・各種報告書、開発途上国及び開発パートナーへのヒアリング・各種資料より取得
シナリオ指標		
4	徴税: <ul style="list-style-type: none"> ● 事前教示制度実施状況 ● 事後調査実施状況 ● (参考)関税徴税額 ● 通関業者の数 	SDGs ターゲット 17.1(課税及び徴税能力向上のための資源動員強化) <ul style="list-style-type: none"> ● WTO TFA 区分通報(3条 Advance Rulings)から取得 ● WTO TFA 区分通報(7.5条 Post Clearance Audit)から取得 ● WCO Annual Report や AEO Compendium db=web 対象国税関が発表する徴税目標達成状況から取得 ● 対象国へのヒアリング・各種資料より取得

5	国境管理: <ul style="list-style-type: none"> ● 社会悪物品(武器密輸、不正薬物など)の水際収量・割合 ● リスク管理実施状況 	SDGs ターゲット <u>16.4(違法資金・武器取引の削減)</u> <ul style="list-style-type: none"> ● WCO Illicit Trade Report, 対象国へのヒアリング・各種報告書より入手 ● WTO TFA 区分通報(7.4 条 Risk Management)から取得
6	貿易円滑化: <ul style="list-style-type: none"> ● 平均通関時間の計測・公表の実施状況 ● Border Agency Cooperation の実施状況 ● AEO実施状況 ● (参考)輸出入申告の電子化割合 	SDGs ターゲット <u>17.11(開発途上国からの輸出の増加)</u> <ul style="list-style-type: none"> ● WTO TFA 区分通報(7.6 条 Average Release Time)から取得 ● WTO TFA 区分通報(8 条 Border Agency Cooperation)から取得 ● WTO TFA 区分通報(7.7 条 AEO)から取得 ● WCO Annual Report から取得

(2)モニタリングの実施方法

クラスター事務局を組成し、国際指標や、プロジェクトの成果指標の収集、分析、ローカルシナリオとの整合性の確認、各国の段階の判定を行う。

定性評価に際しても、学術的また実務的な観点から、適切な評価手法の検討を継続して行う。

以上